

2019年8月6日

各位

会社名 NISSHA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也
(コード番号 7915 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原勇人
(TEL. 075-811-8111)

株式給付信託(J-ESOP)および株式給付信託(従業員持株会処分型)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与および社員の福利厚生増進を目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」および「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、総称して「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、社員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している社員向け報酬制度である ESOP (Employee Stock Ownership Plan) について、社員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討し、今般、本制度を導入することといたしました。

本制度を導入することで、社員の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

2. 本制度の概要

(1) 株式給付信託(J-ESOP)の概要

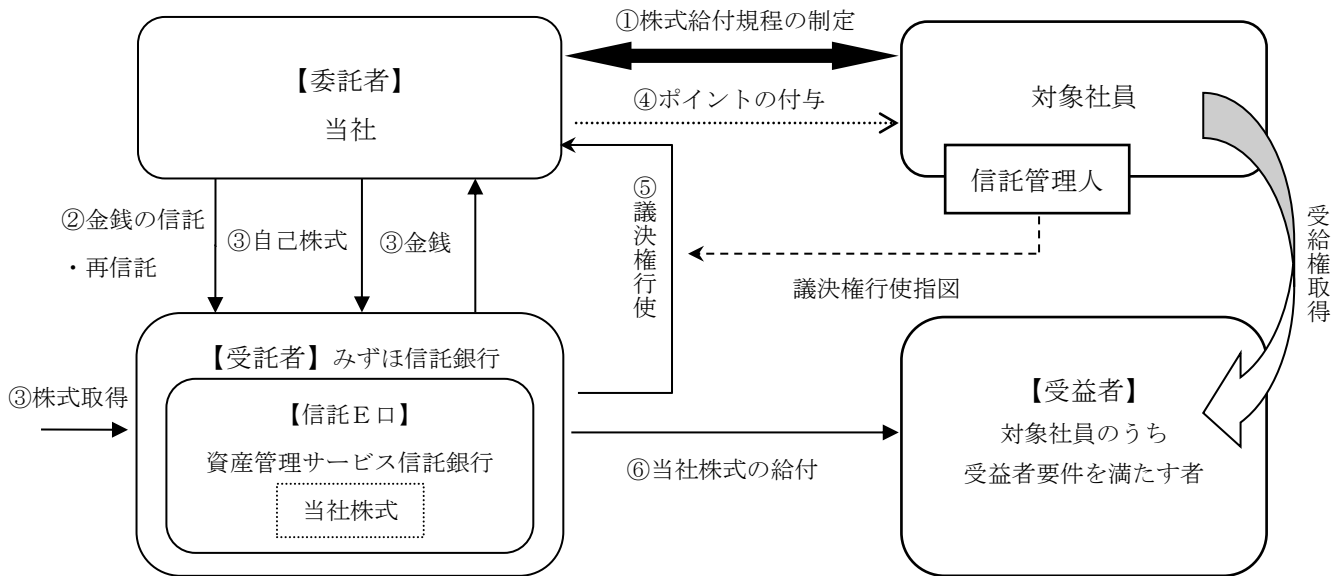
株式給付信託(J-ESOP) (以下、「制度 I」といいます。)は、あらかじめ当社が定める予定の株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社および一部の当社子会社の社員(以下、「対象社員」といいます。)に対し当社株式を給付するインセンティブ・プランです。

制度 I の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする株式給付信託(J-ESOP) 契約を締結します(以下、「信託契約 I」といい、信託契約 I に基づいて設定される信託を「信託 I」といいます。)。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

当社は、対象社員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象社員に対し給付する株式については、資産管理サービス信託銀行株式会社に設定される信託E口(以下、「信託E口」といいます。)にあらかじめ拠出した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理されるものとします。

なお、信託 I の設定時期、金額、取得方法等の詳細につきましては、決定次第適時適切に開示いたします。

<制度Ⅰの仕組み>



- ① 当社は、制度Ⅰの導入に際し、株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき対象社員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、受託者(みずほ信託銀行)に金銭を拠出し、他益信託を設定します。受託者(みずほ信託銀行)は、拠出された金銭を信託E口に再信託します。
- ③ 信託E口は当該資金で当社株式を、株式市場を通じてまたは当社から自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき対象社員にポイントを付与します。
- ⑤ 信託Ⅰは、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当社株式につき、議決権を行使します。
- ⑥ 信託Ⅰは、対象社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 株式給付信託(従業員持株会処分型)の概要

株式給付信託(従業員持株会処分型)(以下、「制度Ⅱ」といいます。)は、NISSHA 社員持株会(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての社員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

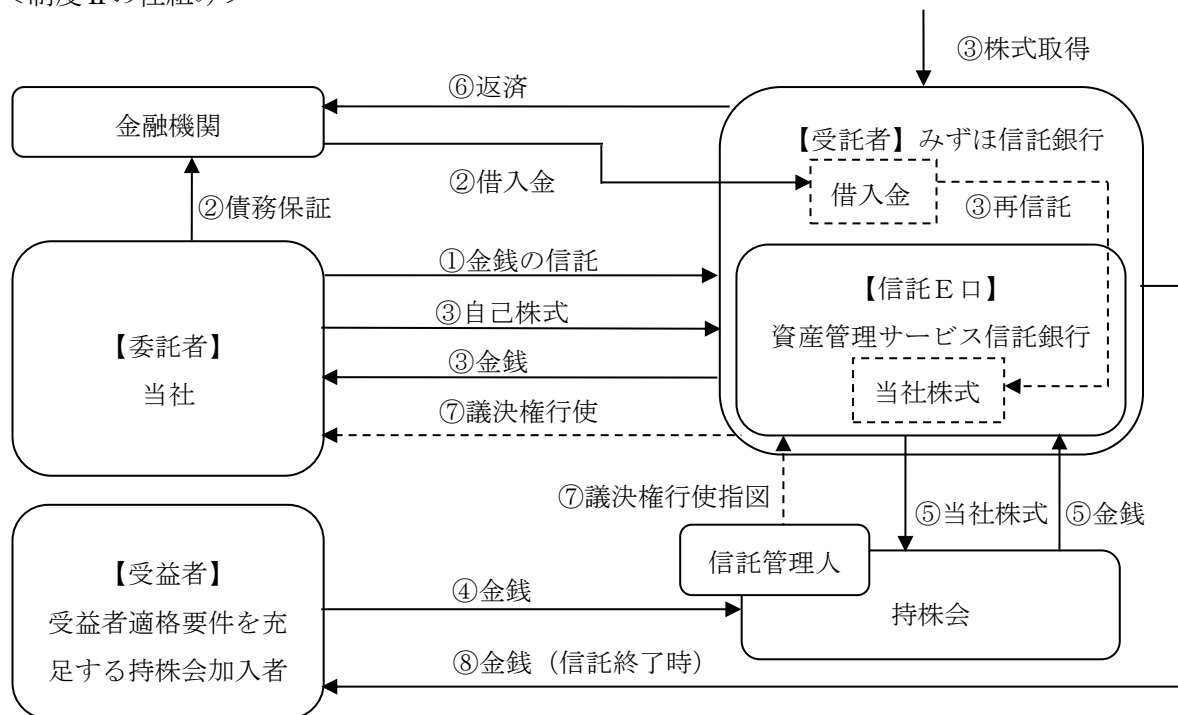
制度Ⅱの導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする株式給付信託(従業員持株会処分型)契約を締結します(以下、「信託契約Ⅱ」といい、信託契約Ⅱに基づいて設定される信託を「信託Ⅱ」といいます。)。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

資産管理サービス信託銀行株式会社は信託E口において、今後3年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式をあらかじめ一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までには、信託Ⅱの信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。

他方、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者(みずほ信託銀行)が行う借入に対し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

なお、信託Ⅱの設定時期、金額、取得方法等の詳細につきましては、決定次第適時適切に開示いたします。

<制度Ⅱの仕組み>



- ① 当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者(みずほ信託銀行)は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(当社は、金融機関に対して債務保証を行います。)
- ③ 受託者(みずほ信託銀行)は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を、株式市場を通じてまたは当社から自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月社員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 受託者(みずほ信託銀行)は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の本元を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 信託期間を通じ、信託Ⅱは、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当社株式につき、議決権を行使します。
- ⑧ 信託Ⅱは信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を換価し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。
(信託終了時に、受託者(みずほ信託銀行)が信託財産をもって借入金を返済できなくなった場合、当社が債務保証履行することにより、借入金を返済します。)

以上